

平成30年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成30年6月12日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成30年6月12日(火) 午前9時33分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課課長補佐	鈴木孝佳	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	高木純一	学校教育課長	西谷ひろみ
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	高田志郎
会計管理者	山下浩子		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

議案第35号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第36号 森町固定資産評価員の選任について

議案第37号 森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第38号 森町税条例の一部を改正する条例について

議案第39号 平成30年度森町一般会計補正予算（第1号）

議案第40号 平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

議案第42号 周智郡土地開発公社定款の一部変更について

< 議事の経過 >

議長 （山本俊康君）出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年6月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、11番亀澤進君及び1番岡戸章夫君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの14日間にしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から6月25日までの14日間に決定しまし
た。

日程第3、「常任委員会所管事務調査委員長報告」を行います。

今回は、第一常任委員会の提言書についての報告です。

第一常任委員会より報告をお願いします。

第一常任委員会、委員長、吉筋恵治君。

7番議員

(吉筋恵治君) 第一常任委員長、吉筋恵治です。第一常任
委員会委員長報告。森町議会では、平成28年度平成29年度の2年間
において、子育て中の保護者及び働く世代の方々に、森町における
人口減少問題に関する対策、要望等を聞いてまいりました。そのご
意見の内、第一常任委員会に係る案件中、教育環境及び子育て支援
に関して、幼稚園・保育園への意見も多くありました。

その概要をまとめると、(1) 子どもを預け、働きに行きたいの
で、幼稚園の登園を早くできないか。また、迎えに行く時間を考え、
もう少し遅くまで預かることはできないか。(2) 保育園に入れた
かったが、近くに保育園がない。現在、保育園2園は町の中心部に
あるが、町の南部地区住民にとり利便性が悪い。保育園を南部地域
に設置してほしい、とのことであります。

現社会状況を考えますと、共働き世帯の増加に伴い、森町に限ら
ず近隣市においても、幼稚園よりも保育園の需要が高くなっており
ます。その理由として、幼稚園よりも早く子どもを預け、遅くまで
預かってもらうことで、働く環境が整うことが考えられ、幼児を持
つ保護者から幼稚園の預かり時間の延長要望が多く出されるもので
あります。

森町の現状を見ますと、若者の転出、及び少子化に伴い幼稚園で

は収容定員を満たしておりませんが、一方、保育所の設置の必要上、新たに保健福祉センターに「もりの保育所」が新設されましたが、現保育園2園はいずれも森の中心街にあり、保護者の就労等の事情により、以前より町の南部地域に保育所設置の声がありましたが、議会と若者の意見交流会で、改めてその意見・要望が確認されることとなりました。

以上、保護者の声と現状の森町の状況を考え合わせ対策を考えますと、南部地域にある現幼稚園に保育園機能を併せ持たせることができると考え、第一常任委員会として、研究を重ねてまいりました。

この案件につき、町の現状に配慮すべきことは、(1) 預かり時間の延長ができること、(2) 保育園機能を南部地域に増設すること、(3) 森町の人口減少対策となること、(4) 民業である現保育園2園の経営を大きく圧迫しないこと、(5) 多額の予算とならないこと、など考え合わせ、第一常任委員会として検討した結果、森町の南部地域にある現幼稚園を、保育園機能を持つ「幼稚園型認定こども園」に改園すべきことを第一常任委員会として決定し、提言書を提出することを申し上げ、第一常任委員会委員長報告とします。

議長 (山本俊康君) 以上で、常任委員会所管事務調査委員長報告を終わります。

日程第4、「報告事項」について、監査委員から、例月出納検査の結果について、町長から、平成29年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書について、平成29年度森町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、平成29年度周智郡土地開発公社決算及び平成30年度事業計画・予算について、以上、3件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第5、議案第35号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第35号「専決
処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年度地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年3月31日に公布され4月1日から施行されることに伴い、これに関連する森町税条例、森町都市計画税条例及び森町国民健康保険税条例の一部改正を早急に行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付けで専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、議会に報告して承認を求めるものであります。

平成30年度地方税制改正の主な内容としましては、働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、平成30年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、地方たばこ税の税率引上げ等の見直し、法人住民税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務の創設並びに地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化を行うことなどとなっております。

ただし、法律の施行日が、平成30年4月1日あるいは平成30年10月1日以降と分かれており、今回の専決処分に係るものは、施行日が平成30年4月1日のものでありまして、平成30年10月1日施行の改正につきましては、9月議会で提案させていただく予定であります。

それでは、各条例について、ご説明いたします。

初めに、「森町税条例の一部を改正する条例」について申し上げ

ます。今回の改正は4点あります。

まず、1点目は、町県民税に係る寄附金税額控除の適用の中の地方税法の規定にある条例で定めるものについて、静岡県税賦課徴収条例並びに県内各市町の条例を参酌し、控除の対象となる寄附金を明確にするものであります。

2点目は、土地の固定資産税額の課税標準額に対する特例措置の適用期間、及び商業地等に係る宅地等調整固定資産税額の特例期間が平成29年度までであったものを3年間延長し、平成32年度までとするものであります。

3点目は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の税額の減額措置が創設されたことに伴い、関係規定を追加するものであります。

4点目は、新築住宅に係る固定資産税額の減額措置を2年延長する改正でございます。

そのほか項ずれ等による引用条文の変更等を行うものであります。

次に、「森町都市計画税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

今回の改正の主な点は、森町税条例の固定資産税に関する条項の改正と同じく、特例期間が平成29年度までであったものを3年間延長するものや、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る都市計画税の税額の減額措置が創設されたことによるもののほか、地方税法の改正に合わせて、条文の追加、項ずれ等の修正を行うものであります。

最後に、「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。今回の改正は、3点あります。

1点目は、国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、今まで各市町が独自に国民健康保険税必要額を算出していたものを、県が県全体の保険給付費等から各市町の納付金額を算定し、各市町は、その算定

された納付金額を基に保険税必要額を算定、賦課徴収し、県に対して納付金として納付する方法に変更となったことにより所要の改正を行うものであります。

2点目は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を540千円から580千円に引き上げるものであります。

3点目は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引上げで、5割軽減対象世帯を270千円から275千円に、2割軽減対象世帯を490千円から500千円に、それぞれ引き上げるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長

(山本俊康君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員

(西田彰君) もう少しですね、所得税控除、町県民税ですか、このやつを細かく説明をお願いします。

それから、固定資産税特例措置、これ、もし特例措置がない場合は、どれぐらい固定資産税の負担が増えるのか。これは、多分軽減していると思うんですけども。

それから、たばこ税というお話もありました。たばこ税はどのくらい1本あたり引き上がっているのか。

それと国民健康保険税で、県が今度それを出すということですが、森町はどのようなあれになってきますか。金額的に。平均あたりの税負担というのは。

議 長

(山本俊康君) 税務課、課長補佐。

税 務

(鈴木孝佳君) 税務課、課長補佐です。ただいまのご質問

課長補佐

についてお答えいたします。固定資産税の軽減についてですけども、主な軽減としましては、住宅用地に係る土地の軽減でありまして、居住のための住宅用地は、課税標準額の6分の1に軽減されております。

2つ目のご質問、今回の税制改正による所得税等への軽減措置ですけれども、所得税課税の見直しですけれども、今回の議案の中等には上程されておられませんけれども、所得税控除としまして、基礎控除額が33万円から43万円の10万円引上げと。

あと、公的年金控除等の上限の設定等が、今回の所得に関する主な改正であります。なお、これについては平成33年1月1日の施行となる予定であります。

最後の質問ですけれども、森町における国民健康保険税の税率ですけれども、医療分についての所得割分が4.47パーセント、資産割分が30パーセント、均等割が25,000円、平等割が21,600円。支援分につきましては、所得割が1.6パーセント、資産割が7パーセント、均等割が7,500円、平等割が6,700円。介護分につきましては、所得割が1パーセント、資産割が6パーセント、均等割が9,000円、平等割が5,600円。以上となっております。

議 長
住民生活
課 長

(山本俊康君) 住民生活課長。

(幸田秀一君) 住民生活課長です。補足をさせていただきます。ただいまの税率でございますが、今年度、本算定をこれから行うわけなんですけど、試算をした結果、昨年度と同様の税率で、納付金の方を収めるための財源、何とかやっていると分かったので、税率としては、前年度と同様の税率となっております。その予定でございます。以上です。

議 長

(山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(山本俊康君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(山 本 俊 康 君) 起立全員です。
したがって、議案第35号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。
日程第6、議案第36号「森町固定資産評価員の選任について」を議題とします。
本案については、村松弘君の一身上に関する事件であると認められますので、同君の退場を求めます。

議 長 (退 場)
(山 本 俊 康 君) 職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)

議 長 (山 本 俊 康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第36号「森町固定資産評価員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。
固定資産評価員は、地方税法第404条により「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。」と定められており、また、同条第2項には「固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。」と定められております。
固定資産評価員の選任の要件としましては「固定資産税の評価に関する深い知識と豊富な経験を有する者」、「住民に対して広く信頼を得られる者」、「75歳未満の者。ただし、在任期間中に到達した場合には、再任は行わない。」と定めております。
森町固定資産評価員につきましては、前副町長でありました鈴木寿一氏が務めておりましたが、同氏が平成30年3月31日で固定資産評価員を退任されたことに伴い、新たな選任が必要となり、後任に、現副町長であり、町の状況を熟知し、役場職員時代には企画財政課

長、建設課長等を歴任され、固定資産税についても担当された経験もあり、深い知識と豊富な経験を有し、住民に対して広く信頼を得られる人物である村松弘氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 2点ほどお伺いいたします。まず、今の町長の説明の中には、職員というか行政側から選ぶということは、選ばなければならないということはなかったんで、一般の人でもいいということだと思えます。その辺、職員が、前任者のときに質問をするべきだったかもしませんが、町民からしてみるとですね、行政側が評価するというのはどうかな、と思う方もおられるのではないかと思うわけですが、他の市町では、行政側の人その評価員になっているというのは、あるのでしょうか。

議長 (山本俊康君) 税務課、課長補佐。

税務課長補佐 (鈴木孝佳君) 税務課、課長補佐です。ただいまのご質問についてお答えします。先ほど町長からの提案理由にもありましたとおり、固定資産評価員につきましては、特に民間、行政とかの区別はございません。固定資産の知識を広く持つ方と、あと住民に対して深い信頼のある方等という規定になっておりますので、特に行政、一般という区別はございません。

次の質問ですけども、他市町の状況ですけども、近隣、磐田市、袋井市、掛川市、吉田町、川根本町、いずれも副市長・副町長が固定資産評価員に当たっております。以上です。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (山本俊康君) 起立全員です。

したがって、議案第36号「森町固定資産評価員の選任について」は、同意することに決定しました。

村松弘君の入場を許します。

(入 場)

議長 (山本俊康君) 日程第7、議案第37号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第37号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

森町固定資産評価審査委員会委員であります佐野房代氏が本年6月18日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は平成30年6月19日から平成33年6月18日までの3年間であります。

佐野房代氏は、平成24年6月19日から委員を務めていただいております。現在2期目であります。経歴書に記載のとおり、住まいは城北

町内会、森町の幼稚園教諭として長年勤められ、温厚で聡明な人柄でありますので、委員には適任と考えております。

また、森町固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、2名は男性でありますので、引き続き女性の委員1名を登用し、男女共同参画社会の推進を図っていきたいと考えております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) 9番、鈴木です。先ほど、村松氏が森町固定資産評価員に選任されましたが、森町固定資産評価員と森町固定資産評価審査委員会委員の違いについて、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長 (山本俊康君) 税務課、課長補佐。

税務課長補佐 (鈴木孝佳君) 税務課、課長補佐です。ただいまのご質問についてお答えいたします。森町固定資産評価員と森町固定資産評価審査委員会の委員の違いでございますけれども、固定資産評価員は地方税法第404条により「市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助する」ための職員であります。固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条により「固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査」する第三者行政機関であります。以上です。

議長 (山本俊康君) 9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治君) 私、ちょっと知らないもので申し訳ないですけれども、評価審査委員会委員というのは、この佐野氏以外に何人、誰が着任しているか、ちょっと教えてください。

議長 (山本俊康君) 税務課、課長補佐。

税務課長補佐 (鈴木孝佳君) 税務課、課長補佐です。ただいまのご質問ですけれども、外2名男性でございますけれども、お一人は元役場職員

であります安西功氏、もう一方は司法書士であります杉浦茂氏でございます。

議長 (山本俊康君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (山本俊康君) 「質疑なし」と認めます。
お諮りします。
本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)
議長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。
これから議案第37号を採決します。
本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)
議長 (山本俊康君) 起立全員です。
したがって、議案第37号「森町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意することに決定しました。

日程第8、議案第38号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)
議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第38号「森町税条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年度税制改正により、生産性向上特別措置法が制定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

生産性向上特別措置法は、平成30年度から平成32年度末までを集中投資期間として、その期間に中小企業の生産性革命を実現するための、臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例

措置を講じるとしております。

その特例措置の内容であります。1点目は市町村が策定した基本計画に基づき中小企業が設備投資を行うこと。2点目は新たな設備投資により、労働生産性が年平均3パーセント以上向上する設備投資であること。3点目は企業の収益向上に直接つながる設備投資であること。これらの要件を満たす設備投資を行えば、それに関する固定資産税の償却資産の課税標準額に特例率をかけた金額に対し、税率1.4パーセントをかけることとしております。この特例率は3年間、ゼロ以上2分の1以下で市町村の条例で定める割合としています。これにより新たな償却資産に係る税金は、3年間はゼロ以上2分の1以下の額となります。

本町はその特例率をゼロとしましたが、特例率をゼロと定めた市町村内の本措置対象の事業者は、各種補助金において優先採択が行われ、特にものづくり補助金は補助率が2分の1から3分の2に引き上げられるメリットがございます。また、特例率をゼロとした市町村は、減額された固定資産税を交付税措置により75パーセント補填されるとしております。こうした措置により国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押しすることができるとしております。

なお、この条例の施行日は「生産性向上特別措置法の施行の日から」としてありますが、この生産性特別措置法は、平成30年5月23日に公布され、公布の日から起算して三月を超えない範囲で施行されるため、法律の施行日には迅速に対応できるように「生産性向上特別措置法の施行の日から」といたしました。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第9、議案第39号「平成30年度森町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第39号「平成30年度森町一般会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ153,484千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,371,484千円とするものであります。

第2表、8ページであります。地方債補正につきましては、宮園小学校水泳プール改修事業に対する財源として、学校教育施設等整備事業を追加するものであります。

また、下段の変更であります。防災・安全交付金(通学路安全対策及び舗装修繕)事業に係る交付金について、見込みを上回る内示額をいただきましたので、事業費の増額に対応するための財源として、公共事業等の限度額を増額するものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

9・10ページ、2款1項5目、財産管理費1,000千円につきましては、3月末から4月初めにかけて葛城ゴルフクラブで行われたヤマハレディースオープン葛城の大会運営に対する協力への感謝として、ヤマハ株式会社及びヤマハ発動機株式会社から寄附を受けましたので、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

8目、地籍調査費4,942千円につきましては、地籍調査事業費に係る補助金について、見込みを上回る内示額をいただきましたので、新たに三倉黒田地区の一部を追加実施するための経費及び、事業量の増加に対応するための臨時雇賃金等をお願いするものでございます。

9目、自治振興費2,500千円は、自治総合センター・コミュニティ助成金を受けて、西幸町町内会の屋台車輪の漆塗り、飾り金物の新調の経費に対して助成するものでございます。

3款1項1目、社会福祉総務費1,000千円につきましては、去る

5月26日に保健福祉センターの水道に漏水が発生し、現在仮設にて対応しておりますが、この復旧経費として修繕費をお願いするものでございます。

11・12ページ、4款1項2目、予防費4,654千円につきましては、本年10月より、こども医療費助成事業の対象者を、高校卒業年代まで拡大するための経費を計上するものでございます。

6款1項3目、農業振興費20,522千円につきましては、農畜産物輸出拡大施設整備費補助金を受けて、株式会社おさだ製茶が実施する、輸出用仕上げ茶機器等の導入事業に対する補助金でございます。

8款2項2目、道路維持費1,300千円につきましては、4月・5月の豪雨による道路側溝や集水マスの閉塞の復旧対応に費用を要したため、今後の維持管理費に不足が生じる見込みでありますので、追加するものでございます。

13・14ページ、3目、道路新設改良費24,066千円につきましては、防災・安全交付金を受け実施する通学路安全対策事業として周智高校線の改築、舗装修繕事業として太田川右岸3号線の舗装修繕について、それぞれ見込額を上回る交付金の内示をいただきましたので、事業費を追加するものでございます。

3項2目、河川維持改修費1,100千円につきましては、4月・5月の豪雨による護岸の浸食や排水路の閉塞の復旧対応に費用を要したため、今後の維持管理費に不足が生じる見込みでありますので追加するものでございます。

5項1目、住宅管理費4,600千円につきましては、木造住宅耐震補強助成事業の申請件数が、当初予算の見込件数である8件に既に達したため、4件分の補助金の追加をお願いするものでございます。

10款2項1目、学校管理費85,500千円につきましては、宮園小学校水泳プールの改修事業に係る工事監理業務委託料と、工事請負費でございます。

15・16ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費2,300千円につきましては、4月・5月の豪雨により発生した町道への崩土

の除去、排水路護岸崩壊の復旧工事、河床洗掘の復旧対応等に費用を要したため、応急的に復旧している箇所への対応や、今後の災害発生に対応するため、復旧事業費を追加するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、14款2項5目、土木費国庫補助金12,251千円につきましては、通学路安全対策事業及び舗装修繕事業に対する防災・安全交付金であります。

15款2項1目、総務費県補助金3,450千円につきましては、地籍調査事業に対する県補助金であります。

3目、衛生費県補助金1,399千円につきましては、こども医療費助成事業の対象者拡大に伴う県補助金であります。

4目、農林水産業費県補助金20,522千円につきましては、森町農畜産物輸出拡大施設整備費補助金に対する県補助金であります。

6目、土木費県補助金2,000千円につきましては、木造住宅耐震補強助成事業に対する県補助金であります。

17款1項3目、教育費寄附金1,000千円につきましては、ヤマハ株式会社及びヤマハ発動機株式会社からの寄附金であります。

19款1項1目、繰越金36,162千円は、財源調整としての計上であります。

20款3項3目、雑入2,500千円につきましては、西幸町町内会の屋台車輪の漆塗り、飾り金物の新調の経費に対する自治総合センターからの助成金であります。

21款1項3目、土木債10,100千円につきましては、防災・安全交付金事業（通学路安全対策及び舗装修繕）に対する公共事業等債であります。

7・8ページ、6目、教育債64,100千円につきましては、宮園小学校水泳プール改修事業に対する学校教育施設等整備事業債であります。

以上が「平成30年度森町一般会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

- 議 長 (山本俊康君) 日程第10、議案第40号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職員朗読)
- 議 長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長、太田康雄君。
- 町 長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第40号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。
- 本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,672千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ863,278千円とするものであります。
- 以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。
- 7・8ページ、1款1項1目、下水道総務管理費5,672千円につきましては、当初予算では下水道管理係に臨時職員1名を予定しておりましたが、本年4月1日付けの人事異動で、正規職員を増員配置しましたので、正規職員に係る職員給与費の増額分7,838千円と、下水道一般管理費に計上しておりました臨時職員に係る賃金等の減額分2,166千円を計上するものであります。
- 続いて、歳入についてご説明申し上げます。
- 5・6ページ、7款1項1目、繰越金5,672千円の増額につきましては、歳出に対する財源調整としての計上であります。
- 以上が、議案第40号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)」の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。
- 議 長 (山本俊康君) 日程第11、議案第41号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職員朗読)
- 議 長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

- 町長、太田康雄君。
- 町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第41号「静岡
県市町総合事務組合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げ
ます。
- 今回の変更は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である川根地
区広域施設組合が平成30年3月31日をもって解散したことに伴うも
のであり、規約を変更するに当たり、地方自治法第290条に基づき、
組合を構成する市町・組合議会の議決を求めるものでございます。
- 以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお
願い申し上げます。
- 議長 (山本俊康君) 日程第12、議案第42号「周智郡土地開発公
社定款の一部変更について」を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職員朗読)
- 議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
- 町長、太田康雄君。
- 町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第42号「周智
郡土地開発公社の定款変更について」提案理由のご説明を申し上げ
ます。本案は、土地開発公社経理基準要綱が改正されたことに伴い、
周智郡土地開発公社の定款を一部改正するものでございます。
- それでは、変更する条項につきましてご説明申し上げます。
- まず、第19条の「資産」につきましては「基本財産及び運用財産」
から「及び運用財産」を削るものであります。また、同条第3項中
「取りくずしては」につきましては、書き表し方を改めるものであ
ります。
- 第22条の「財務諸表」につきましては、新たに「キャッシュ・フ
ロー計算書」を追加するものであります。
- 附則につきましては、この定款の施行日を定めるものでございま
す。
- 以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 | (山本俊康 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。
| 次回の議事日程の予定を報告します。
| 6月18日午前9時30分、本会議を開き、条例・補正予算・一般議
| 案に対する質疑を行います。
| 本日は、これで散会します。

(午前10時28分 散会)